令和4年 第12回

福生市教育委員会定例会議事録

日 時:令和4年12月23日(金)午前10時00分

場 所:福生市役所第二棟4階委員会室

1 出席委員 教育長 石田 周

加藤孝子

委員 渡辺浩行

委員 坂本和良

委員 野口哲也

委員 新藤美知子

2 事務局(説明員) 教育長(再掲) 石田周

教育部長 町田高司

参事兼教育指導課長 勝山 朗

教育総務課長 中島 薫

教育部主幹 吉本一也

教育支援課長 大楠 功晃

生涯学習推進課長 菱 山 栄三郎

スポーツ推進課長 野崎昌利

公民館長 佐藤克年

図書館長 宮林和也

指導主事 古川裕平

指導主事 竹内秀礼

指導主事 田畑 圭洋

職員課長 鈴木 彰

総務課職員係長 稲 生 剛 礼

3 傍聴人 7名

4 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第55号 「旧ヤマジュウ田村家所蔵資料」の市登録有形民俗文化財の登録に伴う諮問に

ついて

日程第 4 議案第56号 登録文化財の解除について

日程第 5 議案第57号 教員の処分の内申について

日程第 6 報告第37号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

に係る臨時代理の報告について

日程第 7 報告第38号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代

理の報告について

日程第 8 報告第39号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告に

ついて

日程第	9	報告第40号	福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正す
			る条例に係る臨時代理の報告について
日程第	10	報告第41号	令和4年度福生市一般会計補正予算(第10号)に係る臨時代理の報告について
日程第	11	報告第42号	令和5年度教育課程編成の基本的な考え方について
日程第	12	報告第43号	いじめ防止サミットについて
日程第	13	報告第44号	「就学前教育と小学校教育の一層の充実に関する研究指定地区事業」研究発表
			会の開催について
日程第	14	報告第45号	令和5年福生市成人式について
日程第	15	報告第46号	令和5年度福生市立学校教育管理職の配置構想案について
日程第	16	その他報告事項	

【教育長】 それでは、ただ今から令和4年第12回福生市教育委員会定例会を開会いたします。 初めに日程についてお諮りいたします。日程第5、議案第57号、教員の処分の内申につい て、および日程第15、報告第46号、令和5年度福生市立学校教育管理職の配置構想案につい てにつきましては、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議 とし、日程第16、その他報告事項の後に審議及び報告を行いたいと思いますが、御異議ござ いませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第57号及び報告第46号は公開しない会議とし、その他報告事項の後に審議及び報告することといたします。

これより本日の会議を開きます。これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、坂本和良委員、新藤美知子委員を署名委員として指名いたします。

次に日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。初めに 町田教育部長より御報告いたします。

【教育部長】 それでは私からは、学校所管以外の教育長報告をさせていただきます。資料の 3ページをお願いいたします。

まず一番左の列、市の動きでございます。新型インフルエンザ等対策本部会議を書面開催等で随時開催しております。11月29日から12月26日まで、市議会第4回定例会が開かれております。教育委員会に関する部分についての議案も可決されております。議会の詳細は後ほど御報告させていただきます。

続きまして各課でございます。まず教育総務課でございますが、12月19日、市長が主催する総合教育会議が開かれ、小中一貫教育についてを議題に、東京女子体育大学小林福太郎教授の講演、意見交換等を行っております。教育委員の皆さんにも御出席いただき大変ありがとうございました。

次に生涯学習推進課でございます。11月20日、これまでの「福生輝きフェスティバル」と「軽スポーツ&とん汁会」を統合して開催する、「第1回福生青少育フェスティバル」が予定されておりましたが、残念ながら雨天のため中止となりました。

次にスポーツ推進課でございますが、第31回西多摩地域広域行政圏体育大会が開催され、 今回は幹事市であることから、11月17日、市民会館小ホールにて総合開会式が行われ、20日 には種目ごとの大会と閉会式を行っております。また、以前お知らせいたしました令和4年度 東京都功労者表彰を受賞された三ツ橋誠一氏と、東京都スポーツ功労賞を受賞された横山惠美 子氏、福生市卓球連盟が12月13日、加藤市長に受賞の報告をされております。

次に公民館でございます。12月9日、市民文化祭実行委員会が書面にて開催されております。3年ぶりの開催となりました市民文化祭の実施状況、来年度の開催予定などが議題となっております。なお今回の市民文化祭の参加者、来場者は、合計で16,829人でございました。

次に図書館でございます。今年度から導入する自動貸出機が各館にそれぞれ搬入されております。こちらの稼働については来年2月22日を予定しております。私からは以上でございます。

【教育長】 次に勝山教育部参事より御報告いたします。

【教育部参事】 それでは私から、学校教育に関する所管事務について御報告を申し上げます。まず資料はございませんが、インフルエンザ等の感染状況でございます。10月の感染者数でございますが、12月22日現在、小学生は102名、中学生は36名、合計138名でございます。なお第11回教育委員会定例会で御報告いたした時から現在まで、新たに学年閉鎖、学級閉鎖となった学校はございません。

それでは資料5ページを御覧ください。1点は、令和4年度校長選考と各選考任用審査福生 市合格者についてでございます。校長職選考合格者、小学校1名、中学校1名。管理職選考合 格者C選考、小学校1名。B選考、中学校1名。4級職、主幹教諭選考合格者、小学校3名。 主任教諭選考合格者、小学校4名、中学校4名。任用審査適格者。校長任用審査、小学校1名。 副校長任用審査、教育委員会1名でございます。

2点は、令和4年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者についてでございます。今年度は、管理職部門では福生第二小学校の湊仁校長が、45歳以上の教職員部門では福生第一小学校の 荻田佐知主任教諭が、45歳未満の教職員部門では福生第二小学校の加藤奈美教諭が、教員経験6年未満の教員が対象となる立志賞では、福生第四小学校の重田歩教諭が表彰を受けることとなりました。表彰式は令和5年2月8日に予定されております。

それでは資料は6ページをお願いいたします。3点は、ふれあい感謝状21表彰についてでございます。NPO法人自然環境アカデミーが長きにわたり福生第五小学校で実施しております、野鳥自然観察の活動支援の取り組みが認められ表彰対象となりました。贈呈式は令和5年1月6日、場所は東京ガーデンパレスで挙行されるとのことでございます。

4点は、環境大臣賞受賞についてでございます。環境省と公益財団法人日本鳥類保護連盟が主催しております第56回全国野生生物保護活動発表大会で、福生第五小学校が発表し、環境大臣賞を受賞いたしました。本大会は児童生徒が中心となり実施している保護活動の取り組みを動画で募集し、有識者等による審査会で各賞に選出された9校が発表を行うものでございます。当日発表を行った6名の児童と当該校の校長、担当教員が12月19日、市長への表敬訪問を行ったところでございます。

5点は、2学期終業式および3学期始業式についてでございます。2学期終業式は本日令和4年12月23日、3学期始業式は令和5年1月10日で、今年度の冬季休業日は土日を含み17日間となります。

6点は、福生市立学校書写展についてでございます。1月25日から1月30日まで、例年どおり市役所2棟1階ロビーにて開催いたします。

7点は、行事等当面の予定についてでございます。

ア、中学校スキー教室についてでございますが、1月12日から14日まで、福生第二中学校第2学年が菅平高原で、1月19日から21日まで、福生第一中学校第1学年が菅平高原で、1月22日から24日まで、福生第三中学校第1学年が上越塩沢で、2泊3日の日程で実施をいたします。

イ、文化的行事についてでございますが、福生第一小学校が1月20日、21日に展覧会を実施いたします。

ウ、道徳授業地区公開講座でございますが、1月21日に福生第四小学校、福生第六小学校および福生第七小学校の3校が実施いたします。説明は以上でございます。

【教育長】 以上報告が終わりました。なお12月14日、TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS について、教育委員の皆さまに視察していただきましてありがとうございました。子どもたちがいない状況の中でしたので、今後10校の小中学生が体験に行く時に、御視察いただけるように考えていきたいと思っております。御質問がございましたらお願いいたします。 坂本委員。

【坂本委員】 コロナによる感染者が増えているというふうに新聞報道等でもあるのですけど、 学校の中で対策として何か新たな動きというのがあるのでしょうか。

【教育支援課長】 お答えさせていただきます。感染対策は万全に行っておりますが、手の消毒、換気、マスクの着用、そういったことは徹底している状況があります。ですので、今まで行ってきたものを継続して対策を行っているという状況でございます。

【坂本委員】 給食の黙食というか、前を向いて黙って食べるというのが、少しずつ緩和されてきたという話をちょっと聞いたと思うのですけども、あれはまた元に戻るのでしょうか。

【教育支援課長】 給食につきましては、国からの通知等に関して、一定方向を向きながら、 ある程度換気も行いながらであれば、会話等は行っていいという状況になってございますので、 そういった国の指針に基づいた形で運用を行っている状況がございます。

【坂本委員】 感染も怖いですし、気を付けなきゃいけないのは分かりますけども、子どもたちにとっては人と話をしながら食べるというのは、多分楽しい時間だと思いますので、その辺のバランスを、状況を見ながら指導していただければと思います。もう1点いいですか。

【教育長】 お願いします。

【坂本委員】 先ほどの管理職試験等の合格の話があったのですけども、主任選考試験がかなり合格率が下がってきているという話を聞いたことあります。本市の場合はいかがでしょうか。

【教育部参事】 お答えをいたします。東京都全体といたしましては小学校の倍率が比較的高く、およそ3倍、中学校ですとおよそ2倍の倍率となっております。しかし本市の状況といたしましては、小学校の受験者が非常に多い中で合格者が少ないということで、東京都の平均よりは比較的倍率が高いような状況が現状でございます。以上でございます。

【坂本委員】 やる気のある先生方には、それなりのポジションに就いていただきたいと思いますので、ぜひ頑張るように校長先生からも指導していただくようにお願いしたいと思います。

【教育部参事】 御指導ありがとうございます。校長会等の中でも、主任教諭に限らず、選考を努力して受けたにもかかわらず結果が伴わなかった場合も、次のモチベーションが下がらないように適切な指導をするように、校長会等の中でもお話しをしていきたいと考えております。以上でございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。新藤委員。

【新藤委員】 4番の環境大臣賞受賞をしたということで、この前、表敬訪問の時にその内容を見させていただきました。とても内容的にも素晴らしいものでした。ぜひこれを、どういう形になるかはちょっとまだ考えがまとまらないんですが、全校の小学校に、福生の子どもたちの取り組みの成果とか、あるいはああいう形で物事を発信するとかというような、あの発表の中にいろんな学びの視点があると思うんですが、そんなことが生きるようなことを考えていただけたらありがたいと思いました。

【教育長】 ありがとうございます。表敬訪問の時、加藤委員さん、そして野口委員さんもいらっしゃいましたが、何か御発言ありますか。野口委員。

【野口委員】 本当に新藤先生のおっしゃるとおり素晴らしい発表で、1人1台のiPadを、あんなに子どもたちが自然に活用してプレゼンテーションをしているというのを目の当たりにして、すごくびっくりしました。子どもたちがあんなふうに普段から活用しているのかなと思うと、すごくうれしくなりましたし、ぜひ市内の他の学校や、また、福生市民の方にも、こういった活用事例を知っていただけると良いと思いました。

【教育長】 ありがとうございます。加藤委員。

【加藤委員】 本当に素晴らしい発表でした。福生って自然に割と恵まれているところなので、せっかくの機会ですから、新藤委員のおっしゃるように愛鳥保護とか、そういう子どもたちの活動が市民全体に広がるように、せっかくのこの機会を共有できる策を考えていただければということは強く思います。お願いします。

【教育長】 ありがとうございます。事務局から何かございますか。吉本主幹。

【教育部主幹】 各委員の皆さま、貴重な御意見ありがとうございました。例えば福生第一小学校では、子どもたちがプレゼンテーションしました福生ドッグの内容を、各学校で見ていただくような、そんな取り組みも行っていますので、それと同じような形でできるか検討してまいりたいと思います。以上でございます。

【教育長】 ほかによろしいでしょうか。今、新藤委員から御提案いただいたような話は、ぜひ具現化したいと思いますし、吉本主幹からは、ビデオを録っておいて、それを給食の時間等に流すという取り組みをしているので、五小のあの6人の発表の子どもたちにもう1度お願いするようなことも、一つ方策かなと思いました。ぜひ具現化をしていただけるようにお願いいたします。ほかにございましょうか。よろしいでしょうか。それでは教育長報告を終わります。次に日程第3、議案第55号、「旧ヤマジュウ田村家所蔵資料」の市登録有形民俗文化財の登録に伴う諮問についてを議題といたします。菱山生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

【生涯学習推進課長】 それでは日程第3、議案第55号、「旧ヤマジュウ田村家所蔵資料」の 市登録有形民俗文化財の登録に伴う諮問について、その提案理由ならびに内容について御説明 を申し上げます。資料は7ページを御覧ください。

まず提案理由でございますが、福生市文化財保護条例第39条に基づきまして、旧ヤマジュウ田村家所蔵資料を、福生市登録有形民俗文化財に登録することについて、別紙のとおり福生市文化財保護審議会に諮問いたしたいので、本案を提出するものでございます。

次に内容でございます。資料は9ページより10ページの調書を御覧ください。まず1の文化財の名称は、旧ヤマジュウ田村家所蔵資料、数量は一式でございます。次に2の登録種別は、市登録有形民俗文化財でございます。3の所有者につきましては福生市教育委員会、所在地は福生市熊川850番地の1、福生市郷土資料室内に保管してございます。

4の内容でございます。本資料はヤマジュウ田村家に伝来いたしました生活用具、郵便局関係資料、同家創設以降の帳簿や日露戦争出征時の所蔵などを含む文書群でございます。平成26年に福生市教育委員会に寄贈されました資料群で、平成26年度から平成28年度にかけまして分類調査を実施いたしました。その結果を福生市文化財総合調査報告書第37集、旧ヤマジュウ田村家住宅調査報告書において報告をいたしております。お手元に、旧ヤマジュウ田村家住宅調査報告書を御用意いたしております。お開きいただきまして、口絵のカラー写真をまず御覧ください。ここには建物の外観、内観の後に、慶弔に関わる漆器、古文書類、旧福生郵便局に関わる代表的な資料を写真として掲載してございます。報告書の49ページを御覧ください。こちらには今回登録予定の民具の目録を掲載してございます。69ページからは、今回登録予定の古文書の目録を掲載してございます。69ページからは、今回

次に現状および保存状態でございますが、民具や古文書等、保存状態大変よく、現在は空調 管理された福生市郷土資料室収蔵庫内に保管されております。 最後に6の登録理由でございます。ヤマジュウ田村家は明治35年、市内で酒造を営む田村家の分家として起こりまして、平成24年まで3代にわたりまして宿橋通りに面する地で生活をしてきた旧家でございます。明治44年には自宅向かいに旧福生郵便局を開設いたしまして、大正時代には電報電話業務を始めるなど、近代福生村の発展に尽力してまいりました。本資料は近代福生におけるヤマジュウ田村家の生活の様子を伝えるのみならず、初代の当主が日露戦争に出征しておりまして、その戦争記録として、また近代福生村におけますヤマジュウ田村家の周辺の様子を知る上で貴重な資料群であることから、市登録文化財としてふさわしいものであると考えてございます。

以上、内容について御説明申し上げましたが、本件、旧ヤマジュウ田村家所蔵文書を福生市 登録有形民俗文化財に登録することにつきまして、文化財保護審議会に御審議を賜りたいと考 えてございます。御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げ ます。私からの説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。これは菱山 課長、年度内に諮問して、年度内に答申いただくような方向なんでしょうか。

【生涯学習推進課長】 ここで御審議いただいた後に、文化財保護審議会に諮りまして、答申をいただきます。その後、教育委員会定例会にて報告させていただき、令和4年度内に告示をする予定でございます。

【教育長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしゅうございますしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第55号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第55号は、原案のとおり可決することといた します。

次に日程第4、議案第56号、登録文化財の解除についてを議題といたします。菱山生涯学習 推進課長より内容説明をお願いいたします。

【生涯学習推進課長】 それでは日程第4、議案第56号、登録文化財の解除について御説明いたします。資料は11ページを御覧ください。

提案理由でございますが、福生市文化財保護条例第3条の3第2項の規定に基づきまして、 石川家のケヤキについて福生市登録文化財の解除をするため、本議案を提出するものでござい ます。

その概要でございますが、資料の13ページを御覧ください。令和4年11月19日付で福生市登録文化財第31号として登録されている登録天然記念物の石川家のケヤキについて、所有者より

解除の申請がございました。まず対象の文化財の概要でございますが、文化財の名称は石川家のケヤキ、福生市登録天然記念物でございます。文化財の所在場所は奥多摩街道、内出交差点近くの福生市熊川349番地で、所有者は石川満利氏でございます。解除申請の理由といたしましては、遺産分割により対象地を第三者に売却する必要が生じたためとのことで、届出が提出されたものでございます。

次に対象文化財の登録上の情報でございますが、登録年月日は平成4年6月1日、樹高は23. 5メートル、幹回りは4.73メートルで、福生市内にあるケヤキのうち第2の規模を有するものでございます。資料に、対象文化財石川家のケヤキの現況写真、および位置図を添付してございます。福生第五小学校の東側、奥多摩街道の内出交差点近くにございます。

今回の申請につきましては、令和4年12月18日に開催をいたしました文化財保護審議会においても報告済みでございます。条例上、福生市登録文化財につきましては、所有者の申し出により解除を認めることとなっておりますことから、石川家のケヤキの市登録天然記念物の解除をいたしたいと考えております。説明は以上でございます。御審議のほどお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。よろしゅう ございましょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第56号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって議案第56号は、原案のとおり可決することといた します。

次に日程第6、報告第37号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に係る臨時代理の報告についてを議題といたします。中島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 日程第6、報告第37号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例に係る臨時代理の報告について、御説明申し上げます。資料は17ページから70ページとなります。

初めに、臨時代理の報告となった経過でございます。令和4年11月29日の第4回福生市議会定例会におきまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議案とする、条例改正案が上程されました。本来条例の改正につきましては市議会に上程する前に、福生市長より教育委員会に対して意見聴取を行い、その後議決を経る順で行われますが、教育委員会を開催するいとまがなかったため、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項に基づきまして、教育長が代理で同意をさせていただきました。

資料20ページをお願いいたします。初めに提案理由でございますが、地方公務員法の一部を 改正する法律の施行に伴い、職員の定年の引き上げに関する規定を整備したいので、関係する 条例を改正するものでございます。 次に改正の背景でございます。令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、いわゆる整備条例を制定し、定年引上げに係る関係条例を整備するものでございます。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律の概要についてでございます。国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げることを踏まえ、地方公務員につきましても国家公務員と同様の措置を講ずるものでございます。概要といたしましては、組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、役職定年制を導入、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入、および職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、勤務の意思を確認する情報提供・意思確認制度を新設することとなっております。また給与に関する措置といたしまして当分の間、60歳を超える職員の給与月額は、60歳前の7割水準に設定することや、60歳に達した日以後に定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間定年を理由とする退職と同様に退職手当を算定することとなっております。

次に整備条例の概要について御説明いたします。21ページをお願いいたします。整備条例第 1条は福生市の一般職の職員の定年等に関する条例、いわゆる定年条例の一部改正でございま す。定年条例第3条は、定年年齢を65歳に引き上げる改正でございます。

定年条例第6条から第11条までの改正は、部長級および課長級の管理職について、60歳到達後の最初の4月1日に、原則として課長補佐級以下に降任する役職定年制および、職務と責任に特殊性があること、または欠員補充が困難であること等により、管理監督職勤務上限年齢を延長することができる役職定年制の例外措置を定めるものでございます。

定年条例第12条は、60歳以降、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる、定年前再任用短時間勤務制を定めるものでございます。

定年条例付則第5項は、定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年4月に65歳とする段階的引き上げ期間を定めるものでございます。

整備条例付則第3条および第4条は、定年が段階的に引き上げられる経過期間において65歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度を定めるものでございます。定年条例付則第6項は、59歳の職員に対し60歳以後の任用、給与に関する措置の内容等必要な情報を提供し、勤務意思を確認する情報提供および意思確認制度を定めるものでございます。27ページをお願いいたします。整備条例第2条は、福生市の一般職の職員の分限に関する条例の一部改正でございまして、役職定年制の導入に伴う降給の種類、降給の事由等に関する規定を整備するものでございます。

28ページをお願いいたします。整備条例第3条は、福生市職員の懲戒の手続きおよび効果に関する条例の一部改正でございまして、役職定年制の導入に伴い、懲戒処分のうち減給について処分の発令後に給料月額が変動した場合の、取り扱いに関する規定を整備するものでございます。

29ページをお願いします。整備条例第4条は、福生市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正でございまして、公益的法人等である派遣先団体に関する規定を整備すると

ともに、公益的法人等への派遣をすることができる職員として、定年前再任用短時間勤務職員 を定めるものでございます。

30ページをお願いいたします。整備条例第5条は、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正でございまして、定年前再任用短時間勤務職員の1週間の正規の勤務時間、正規の勤務時間の割り振り、週休日、年次休暇等について定めるものでございます。

整備条例第6条は、福生市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございまして、育児休業をすることができない職員として、定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を追加するとともに、定年前再任用短時間勤務職員の部分休業に係る規定を整備するものでございます。

整備条例第7条は、福生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございまして、報告の対象となる職員として、定年前再任用短時間勤務職員を定めるものでございます。

整備条例第8条は、福生市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、および期末手当に関する条例の一部改正でございまして、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、引用規定を整備するものでございます。

31ページをお願いいたします。整備条例第9条は、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、給料表にかかる規定を整備するとともに、60歳超職員の給料月額に関する規定を整備するものでございます。

43ページをお願いいたします。次に整備条例付則第14条は、福生市職員の再任用に関する条例の廃止でございます。お戻りいただきまして35ページの付則をお願いいたします。この条例は令和5年4月1日から施行し、整備条例付則第9条の規定につきましては公布の日から執行するものでございます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。国家公務員 法の改正に伴う地方公務員法の改正で、教育委員会事務局についても同様の、これに対する関 係条例が順次改正されるという内容でございます。いかがでしょうか。坂本委員。

【坂本委員】 国の法律の改正に伴う条例改正だと思いますので、これはこれで進めていただければいいと思うのですけれども、先ほど新陳代謝の話が出ましたが、これ60以上の方が残ってくると、今度は新規採用の職員の方がなかなか入りにくくなるという問題が出てくると思うのですけれども、それについて何か対応策というのはあるんでしょうか。

【教育長】 今日鈴木課長いらしているので、職員課鈴木課長お願いします。

【職員課長】 職員課長の鈴木でございます。今お話しいただきましたとおり、この定年延長が始まりますと、2年ごとに隔年で退職者が出るような状況で、退職者がある年とない年と交互に来るような形になります。ですので、やはり新陳代謝を図るという面では、職員数についてしっかりと考えなければいけないというふうに思っておりまして。総務省の通知からも、退

職者を補充するような採用の仕方ではなくて、将来を見据えて計画的に採用を行うようにというような通知がなされておりますので、当市におきましても、制度完成までの間のスパンでどれだけの職員が退職をしていく予定なのか、それに見合って職員数をどうしていくのかというところを考えながら、毎年度一定数の新規採用をやっていく計画を立てようというふうに考えております。以上でございます。

【教育長】 ありがとうございました。それでよろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。 よろしゅうございましょうか。ほかにないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第37号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって報告第37号は、報告のとおり承認することといたします。

次に日程第7、報告第38号、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告についてを議題といたしますが、日程第8、報告第39号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、日程第9、報告第40号、福生市一般職の任期付き職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、および日程第10、報告第41号、令和4年度福生市一般会計補正予算(第10号)に係る臨時代理の報告についてと内容に関連がございますので、一括して事務局より説明をいたしますので、御了承をお願いします。なお、採決につきましては1件ずつ採決させていただきます。中島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 それでは日程第7、報告第38号、福生市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、日程第8、報告第39号、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、日程第9、報告第40号、福生市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を改正する条例に係る臨時代理の報告について、日程第10、報告第41号、令和4年度福生市一般会計補正予算(第10号)に係る臨時代理の報告について、以上4つの報告につきまして説明をさせていただきます。初めに報告第38号から40号につきましては、同趣旨の内容の改正となっておりますので一括しての説明をさせていただきます。また報告第41号はこの改正に関連する補正予算でございますので、引き続いて説明をさせていただきます。お願いいたします。

資料は71ページからでございます。初めに臨時代理の報告となった経過でございます。令和4年12月16日の第4回福生市議会定例会の最終日におきまして、本報告を議案とする条例改正案、補正予算案が追加上程されました。本来でしたら市議会に上程する前に、福生市長より教育委員会に対して意見聴取を行い、その後議決を経る順で行われますが、教育委員会を開催するいとまがなかったため、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項に基づきまして、教育長が代理で同意をさせていただきました。

提案理由につきましては74ページ、122ページ、128ページでございますが、東京都の給与関係に準じまして、一般職の職員の給与表および勤勉手当の支給割合の改定、市長等三役の特別職の期末手当の支給割合の改定、特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定等のため、各条例を改正するものでございます。

次に、報告第38号から40号までの条例の改正内容についてでございます。資料は75ページをお願いいたします。報告第38号の、福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。東京都人事委員会の勧告では、例月給は公民較差解消のため平均で0.2%のプラス改定とし、特別給は年間の支給月数を0.1カ月引き上げるなどの改定が行われました。このようなことから、福生市におきましても東京都に準拠いたしまして、一般職の給料表の改定は平均0.24%のプラス改定、および期末手当の支給月数は現行の4.45カ月から4.55カ月に、0.1カ月の引き上げをするものでございます。

次に、報告第39号の、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。資料は123ページをお願いいたします。市長等三役の特別職の期末手当の支給割合につきましても、一般職の職員と同様の理由から、現行の2.225カ月から2.325カ月に、0.1カ月引き上げる改定等を行うものでございます。

次に、報告第40号の、福生市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。資料は129ページをお願いします。特定任期付職員につきましても、期末手当の支給割合を1.675カ月から1.775カ月に、0.1カ月引き上げる改定を行うものでございます。施行日につきましては、いずれの条例も公布の日から施行でございます。

続きまして報告第41号、令和4年度福生市一般会計補正予算(第10号)についてでございます。これまで説明をさせていただきました報告第38号、39号、40号での条例改正に伴い、各科目に計上しております職員人件費の補正が必要となったものでございます。資料は136ページをお願いいたします。令和4年度福生市一般会計補正予算(第10号)の第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ299億5,920万5,000円とするものでございます。

137ページをお願いいたします。初めに歳入でございます。第20款、第2項、基金繰入金2,000万円は、不足する一般財源に対応するための財政調整基金繰入金でございます。次に歳出でございます。今回の人件費の補正は令和4年度の給与改定等に伴い、職員人件費が不足となることから補正をするものでございますが、第9款、教育費につきましては420万1,000円の増額でございます。以上で、報告第38号から41号までの臨時代理の報告に関する説明とさせていただきます。

【教育長】 内容説明は終わりました。何か御質問等ございましたらお願いいたします。質疑 ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第38号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第38号は報告のとおり承認することといた します。

次に、報告第39号についてお諮りいたします。報告第39号は報告のとおり承認することに御 異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第39号は報告のとおり承認することといた します。

次に、報告第40号についてお諮りいたします。報告第40号は報告のとおり承認することに御 異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第40号は報告のとおり承認することといた します。

次に、報告第41号についてお諮りいたします。報告第41号は報告のとおり承認することに御 異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第41号は報告のとおり承認することといた します。

次に、日程第11、報告第42号、令和5年度教育課程編成の基本的な考え方についてを議題といたします。竹内指導主事より内容説明をお願いいたします。

【竹内指導主事】 それでは日程第11、報告第42号、令和5年度教育課程編成の基本的な考え 方について説明させていただきます。事前にお送りした案につきまして、個別に御指導いただ きありがとうございました。御指導いただきました点を修正した上で、令和5年度教育課程の 基本的な考え方をまとめましたので御報告いたします。

A3判資料153ページを御覧ください。令和5年度教育課程編成における目標については、令和3年1月の中教審答申「令和の日本型学校教育の構築をめざして」に基づき、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育課程の編成としています。教育課程編成の基本的な考え方は、資料左側の「1、学習指導要領の確実な実施とカリキュラムマネジメントの推進」と、資料右側の「2、福生市における重点的な教育課題への対応」の2部構成となっています。

まずは資料左側「1、学習指導要領の確実な実施とカリキュラムマネジメントの推進」についてです。「1、確かな学力の向上」に向けて取り組むべき内容を、(1)から(3)の3つ

の柱で構成しています。中教審答申のキーワード「指導の個別化、学習の個性化、自己調整力の育成」を踏まえ、個別最適な学びと協同的な学びの実現に向けて、福生市学力学習状況調査等の結果に基づく授業改善や、指導と評価の一体化等を明確に位置付け、各学校がカリキュラムマネジメントを推進するよう指導いたします。(2)③については、新たに福生市の先生が選んだ100冊等を活用した読書活動の推進を位置付け、児童生徒の読書活動のさらなる充実を各学校に促します。

次に「2、豊かな心の育成」についてです。(4)について全文を起こし、生徒指導提要改定を活用することを位置付けました。(4)①から⑤の取り組みに当たっては生徒指導提要改定を踏まえ、児童生徒の成長を促す発達支持的な生徒指導を充実させるよう、各学校に指導します。(4)③については、本年度実施予定のいじめ防止サミットの取り組みを活用し、児童生徒の実態に即したいじめ防止等の取り組みを継続するよう、各学校に促します。

「3、健やかな体の育成」につきましては、福生市立学校の体力向上策第2次に基づき、各学校において体力向上のための取り組みを推進するよう指導いたします。 (2) ②については、新たに命の安全教育を位置付け、児童生徒の性暴力被害防止に向けた各学校の取り組みを徹底するよう指導いたします。

最後に、資料右側の福生市における重点的な教育課題への対応についてです。「(1)幼保小、小中の円滑な接続の推進」については、幼保小連携と小中連携の2つの柱で項目を整理いたしました。(4)は特別支援教育の充実について、全ての学校で実施するアクション10の着実な推進を盛り込みました。令和5年度の教育課程編成の基本的な考え方を踏まえ、各学校に向けて令和5年1月12日、教育課程届出説明会を開催し、3月までに各校の教育課程編成を支援してまいります。私からの報告は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。坂本委員。

【坂本委員】 令和5年度の教育課程編成の基本的な考え方として、これだけまとめていただき、お疲れさまでした。大変だったと思います。それぞれの学校で、またこれを基本に教育課程を編成していただくことになるわけですけども、福生の教育としてこれだけは特徴として、ぜひ各学校でもって考えてもらいたいというふうに強調するとしたら、どんな内容があるのでしょうか。

【教育部主幹】 令和5年度に向けましての教育課程で、特に重視をしていきたいというところでございますが、今の竹内からの説明にはなかったんですけども、例えば英語教育の推進。 これについては本市が力を入れて取り組んでおりますので、引き続き重点として取り組んでいくようにしたいと考えております。

また2点目には、特別支援教育の充実でございます。こちらも今、文部科学省の第2の指針であったり、教職員の質、能力に関して、特別な支援を要する児童生徒への専門性の向上が述べられておりますので、この辺りもしっかりと取り組んでいけるように説明をしてまいりたいと考えております。

3点目は、不登校児童生徒への対応でございます。福生第二中学校が東京都教育委員会から研究指定を受けておりますので、この発表内容をしっかりと市で還元しながら、市としての不登校対策をしっかり充実できるようにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

【教育長】 ほかはいかがですか。竹内指導主事。

【竹内指導主事】 御意見ありがとうございます。幼保小の連携も福生市としては重点として 取り組んでいきたいと考えております。幼保小、小中の円滑な接続を目指してまいります。ス タートカリキュラム等の見直し、改善に向けた取り組みを、令和5年度は特に指導してまいり ます。また小中学校合同の授業研究等、各委員会を活用しまして小中合同の授業研究を含めて、 小中連携の取り組みも充実させていきたいというふうに考えております。以上でございます。

【坂本委員】 ありがとうございました。右側にある重点的な教育課程が対応しているのは、 市としての重要課題という意味でいいわけですね。じゃ、それぞれの学校のほうへの教育課程 編成に関する指導を、ぜひお願いしたいと思います。

【教育長】 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。はい、新藤委員。

【新藤委員】 この中の重点項目をまとめていただいてありがとうございました。その中の重点項目の5番で、グローバルに活躍する人材の育成という重点項目がございます。その内容はもちろんこれでいいと思いますが、ただ、これ、非常に日本のことについてまずしっかりやるというようなことに、重点が置かれているのかなと思います。やはり外国籍の子どもたちも多いこの福生という条件があるこの地域の中に、他にちょっと目を向けるといいますか、世界とまでは言いませんが、とにかく日本以外の地域に目を向けて、日本を相対化できるというような目をぜひ育てていただくようなものが、ちょっと言葉としてここに入ると、グローバル人材という意味が生きるのかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

【教育長】 指導主事、よろしいですか。今の御指摘については本当私も同感で、本市はALTが中学校常駐していて、そことの関りを英語教育だけじゃなくて、他の国の状況なんかをそこから引き出すとか、あるいはほかの国と、今iPadを使って交流しているっていうのを、ちょっとこの間報告受けましたけど、それを今御紹介できれば報告していただけるといいですが。古川指導主事。

【古川指導主事】 御報告いたします。今の新藤委員の御指摘を踏まえまして1点、直近で行われた福生第一中学校の台湾との交流活動について御報告いたします。ALTの派遣企業とも協力しながら、台湾の中学校と日本の福生第一中学校の2年生が、オンラインでそれぞれの地域の良さを英語を使って発信し合い、質疑応答するというような活動を、12月20日と21日の2日間に分けて行いました。その中で、ただ英語を使って外国との交流をするだけではなくて、

日本や東京や福生といった魅力を、再発見してそれを伝えることができました。また、台湾の中学生が漢字を使ったスライドを作っているのを見て、意外な共通点があることに気付くこともできました。外国とそういった形で英語を使った交流をすることで、自分たちの日本の良さや、諸外国の魅力について気付くことができるので、ひとつ大きな取組として今後も進めていきたいです。

また、普段はなかなか日本語を思うように話せない外国籍の児童・生徒であっても、英語が日本の児童・生徒よりも比較的話せる児童・生徒は、そういった交流活動でとても活躍していました。そういった様々な面で教育活動にプラスだということを改めて感じましたので、このような取組も推進していきたいと考えております。以上でございます。

【教育長】 新藤先生、よろしいですか。

【新藤委員】 ぜひ全校にそういうことを展開できればいいなと思います。よろしくお願いいたします。

【教育長】 承知しました。教育課程届出説明会で、ぜひ今の点は強調してお願いしたいと思います。はい、坂本委員。

【坂本委員】 今の話の続きになって申し訳ないのですけども、外国籍の子どもたちっていうのは言葉が通じないとか、文化だとか生活様式が違うっていうことで、相当適応に苦労すると思うのですけども、ここの重点の課題のところにも書いてあるように、日本の子どもたちにも日本の伝統や文化について学ばせるというのだったらば、外国籍の子どもたちも、やっぱり自分の生まれ育った国の文化だとか、歴史だとか、そういったものに誇りをもって日本の子どもたちと生活してほしいと思うのです。そういったようなところも含めて、グローバル化につながっていくのではないかと思いますので、ただ単に外国との交流とかそういうレベルのものではなくて、外国の子どもも含めて多くの子どもたちが、自分の生き方とかそういったものに誇りをもてる、そんな取り組みを各学校で考えていただければいいかと思います。単純に言葉の問題だけじゃなくてという意味で、お願いします。

【竹内指導主事】 御指導ありがとうございました。教育課程届出説明会の際に、今いただい た御意見を踏まえて各学校のほうに伝えてまいります。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第42号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第42号は報告のとおり承認することといた します。

次に日程第12、報告第43号、いじめ防止サミットについて議題といたします。田畑指導主事より内容説明をお願いいたします。

【田畑指導主事】 では私から日程第12、報告第43号、いじめ防止サミットについて御説明させていただきます。資料は173ページを御覧ください。

これまではいじめの未然防止を図るために、小中学校による福生いじめ防止標語の取り組みや、各校でのいじめ防止に関する授業等を通して、いじめを生まない、許さない学校づくりを行ってまいりました。しかしながら、毎年各学校からは多くのいじめの報告があるのが現状です。

そこで資料の1、目的にもございますように、児童生徒自らがいじめについて主体的に考えることを通して、いじめは絶対に許さないという心情を育むとともに、児童生徒のいじめ防止関する取り組みの一層の推進を目指して、令和5年1月17日火曜日に、いじめ防止サミットを開催いたします。

サミット当日は、まず5校時に各小中学校の児童生徒会長たちが福生市役所に集まり、「いじめを許さないまち福生っこ宣言」について具体的な事例を活用し、議論を行います。3つの宣言の実現に向けて課題となっていることは何か、どうすれば実現できるかなど、児童生徒が自分の言葉で語った素直な気持ちや考えを中心に議論を進めていきます。そしてその様子を衛星公開のYouTubeでライブ配信し、一般児童生徒が各教室で視聴します。

6 校時には5 校時の議論を受けて、各教室で議論の続きを行います。児童生徒会長たちは5 校時の議論を踏まえて、各校でいじめの未然防止等に向けてどのような取り組みができるかについて、さらに議論していきます。また各教室とサミット会場をTeamsでつなぎ、各教室での議論の結果等をコメント入力により福生市全体で共有する等、ライブ配信ならではの双方向のやりとりも予定しています。

このいじめ防止サミットでは、福生市内にある東京都立福生高等学校と東京都立多摩工業高等学校の高校生に、ファシリテーター役として参加していただきます。福生に住む小中学生と福生に通う高校生が、一緒にいじめ問題について議論することで、小中高のつながりや連続性を子どもたちが自覚できると考えました。また、いじめというデリケートな問題について高校生が共感の姿勢を示したり、体験談を話したりすることで、児童生徒が安心して主体的に議論できるのではないかと考え、両校の校長先生に御相談いたしまして、御快諾いただいた次第です。さらに当日は、地域の公立小中学校が連携した取り組みに都立高校生が参加することもあり、東京都教育庁指導部から主任指導主事にお越しいただく予定です。

最後に、このいじめ防止サミットで大切にしたいことは、その議論の過程において、児童生徒一人一人が自分なりにいじめについて考え、他者の考えに触れるということでございます。 そしてこのような取り組みの積み重ねが、いじめ防止の機運を醸成していくものと考えております。私からの報告は以上でございます。 【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。新藤委員。

【新藤委員】 子どもたちが自ら考えて、体験しながら自ら価値観を形成していくということでは、とても素晴らしい取り組みだと思います。ありがとうございます。ただこの背後に、やっぱり教育活動ですから、教員が確実にこれを支える者としていなければいけないわけです。ただやっぱり日本の社会なり、いろんなトラブルとか現象を見ていると、パワハラであるとか、モラハラであるとか、いじめであるとか、日本そのものの全体がどこで一体線を引くのか、何やっているのか、やはり大人も不明確なことが、社会的なトラブル等を見ているとあると思います。その中で、言葉としては非常に教員もよく分かっていると思いますが、その辺りのところを、特にこの生徒会を率いていく教員は、しっかりと揺るぎない、いじめについてのものを持っているということが、この会の前提であろうというふうに思います。ぜひとも教員の考え方であるとか、教員の対する姿勢であるとか、子どもへの指導への在り方であるとか、そういった辺りを、会議に入る前にきちっとつかんでいただいて、あるいは教員にすぐに考える機会を与える、その辺りの上でこういうことが行われていけば、学校に戻った時に、この成果がより生きていくんだろうなと思います。ぜひこれを支える教員側の、確かないじめについての姿勢をどこかで確認、あるいは育てていただければと思います。以上です。

【田畑指導主事】 御指導いただきましてありがとうございます。11月の東京都が主催のふれあい月間調査において、各校のいじめ防止に関する取り組みについて、振り返りをちょうど行ったところでございます。今教育指導課でも、内容についてまとめているところでございますが、年3回いじめの防止に関する検証を実施することや、年3回いじめについての授業を行うことについては、各校取り組みの成果が見られます。ただ、このサミット自体がどのような形で今後の生活に生きていくのかということについて、その場で担当する教員にもちゃんと周知しなければいけないということを踏まえて、今、学習指導案のような当日の動きとその意図について、各校に配布しているところでございます。1月の校長会で改めてその趣旨について御説明申し上げて、校内でよく読んで、いじめに対する正しい理解の下で児童生徒に接していただくよう、改めて指導してまいりたいと思います。以上です。

【教育長】 田畑指導主事、ありがとうございました。このサミット自体は10校の先生とか校 長先生が入っていらっしゃる準備委員会を組織して、これまで準備してきたのですよね。説明 をお願いします。

【田畑指導主事】 各校、生徒会担当、児童会担当の先生10名と、第六小学校榎並統括校長先生で組織した、いじめ防止サミット実行委員会というものがございます。例えば6校時にどのような形で授業を行うのか、学年によってその受け止めが違ったり、言葉が難しかったりすると、一斉に同じようにはできないのではないか。あとは、いじめ防止サミット実行委員はかなり議論を重ねておりますが、実際に先生たちはその議論の様子がそこまで分かるわけではないので、じゃ1時間お願いしますというふうに言った時に、なかなか理想を実現するような授業

ができないのではないかということが、1つ懸念として挙げられました。そこで実行委員会の中で、じゃ6時間目どのような授業をするかということを、子どもたちの実態に合わせて議論を積んでまいりました。そのような形で実行委員会を組織しております。以上です。

【新藤委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ありがとうございます。今の委員の御指摘は、1月校長会で話題にして、そこで やっぱり教師がどういう指導観を持って、この問題に対峙していくかっていう意味でのアドバイスをいただいたということで、指導主事のほうから指導していただけるといいかなと思って おりますので、どうぞよろしくお願いします。ほかはいかがでしょうか。はい、加藤委員。

【加藤委員】 コロナ禍前は、いじめ防止サミットというのは市民の方にも公開されたと思うんです。今回もこれを、市役所のほうとか学校とか一般の市民の方が参観というか、そういうことは考えていらっしゃるんでしょうか。傍聴というか。

【田畑指導主事】 今のところは保護者への参観に関しては考えておりません。ただ、ある学校でCS委員会の中で、ぜひCS委員会も見たいという御意見をいただきました。ですので学校には、CS委員会の方々もぜひ、せっかくの機会ですので教室に入って、そのライブ配信を見るだけじゃなくて、そのライブ配信を見て、子どもたちが生の声でどういう議論をしているのかまで、ぜひ見てくださいというお願いをしたところでございます。以上です。

【加藤委員】 ありがとうございます。ライブ配信は一般市民の方は無理なんですよね。ライブ配信を見るというのは、一般市民向けにはなく、内輪というか学校間だけのことですよね。 確認です。

【田畑指導主事】 一般市民向けには公開しないことになっております。

【教育長】 よろしいでしょうか。

【加藤委員】 はい。

【教育長】 加藤委員の御指摘は、要は一般市民の方もこれ見たいんじゃないかということで、これは指導課でもずい分議論していただいて、今回初の、小・中学校の全学級とiPad3,300台全部つないでっていう、そういうチャレンジングな取り組みなので、今回は一般公開しないということだと思うんです。ただ、議員の方と教育委員の皆さんはもちろんなんですけども、そういう方たちと発表する児童・生徒の保護者の方は一部見ることができるという、そういうふうに報告受けていますけど、それで大丈夫ですね。はい、田畑指導主事。

【田畑指導主事】 保護者に関しましては、福生市役所に集まる保護者に対して席を御用意しております。以上です。

【教育長】 来年度に向けて、少しまた今回のことを見ながら検討していっていただければいいと思っています。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第43号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって報告第43号は、報告のとおり承認することといた します。

次に日程第13、報告第44号、「就学前教育と小学校教育の一層の充実に関する研究指定地区 事業」研究発表会の開催についてを議題といたします。吉本教育部主幹より内容説明をお願い いたします。

【教育部主幹】 報告第44号、「就学前教育と小学校教育の一層の充実に関する研究指定地区 事業」研究発表会について御報告いたします。資料177ページを御覧ください。

東京都教育委員会の指定を受け、令和2年度から幼保小の円滑な接続、連携の促進と、幼児教育の充実を図る取り組みについて、学びに向かう力、人間性等の涵養の観点からと研究指定を設定し、取り組んでまいりました。研究内容につきまして、令和5年1月18日水曜日、福生市民会館にて研究発表を行います。

178ページを御覧ください。当日は研究報告としまして、幼保小連携推進会で取り組んできた内容に加え、研究の協定を結んでいる慶應義塾大学総合政策学科の中室牧子教授から、保育園、幼稚園に実施した保育環境調査スケールの調査報告、また聖徳大学の河合優子教授から御講演を賜ります。福生市内の小中学校へは、教員の研修会として全員の参加を依頼しております。また市内私立幼稚園、保育園、こども園の園長へ、所属の職員にぜひとも御参加いただけるよう、お願いをしているところでございます。なお、東京都教育委員会の委託事業であることから、参加対象を都内の教育関係者として、広く本発表会を周知してございます。以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑ありましたらお願いいたします。野口委員。

【野口委員】 こちらの講演は、内容的に、是非多くの幼保の先生に聞いていただきたいと思うのですが、時間の調整がなかなか難しいかと思います。水曜日の午後、特に保育園の先生にしてみると子どもたちを保育している時間帯でもありますし、講師の先生の意向が優先ですが、例えば録画・録音したものを後で限定公開で欠席した幼保の先生たちが見られると良いのですが。ご検討ください。

【教育部主幹】 御意見ありがとうございました。検討し、関係部署と連携取ってまいります。 以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第44号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって報告第44号は、報告のとおり承認することといた します。

次に日程第14、報告第45号、令和5年福生市成人式についてを議題といたします。菱山生涯 学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

【生涯学習推進課長】 それでは日程第14、報告第45号、令和5年福生市成人式について御説明をさせていただきます。資料181ページを御覧ください。

まず日程でございますが、令和5年1月9日成人の日に挙行いたします。式典につきましては午後1時から1時30分、その後成人の集いとして、思い出のスライドショーを10分程度行う予定でございます。

式典進行および成人の集いの企画、立案につきましては、成人式実行委員会によりまして、 委員会はここにおります新成人4名となってございます。

次に、5の対象者新成人の人数でございますが、534名でございまして、昨年より11名の減 となってございます。

次に、6の式典の内容につきましては、主催者のあいさつといたしまして、加藤市長に御あいさつを頂戴いたしたいと考えてございます。また主催者側といたしまして御登壇いただきますのは、市長、副市長、教育長、それから教育委員の皆さまとなります。どうぞよろしくお願い申し上げます。また今年度の成人式実行委員も登壇する予定でございます。式典の部分につきましては、動画の配信を行う予定で現在準備を進めてございます。

成人の集いでございますが、思い出のスライドショーを実施いたしまして、現在実行委員の皆さまが映像の編集作業を行っているところでございます。そのほか受付や警備体制につきましては、教育委員会の関係各者にお願いしているところでございます。合わせまして、福生警察署にも警備の依頼をお願いしているところでございます。

9の新型コロナウイルス感染症拡大防止策でございますが、今年の成人式と同様に体制によりまして、万全の対策を図って式典を実施してまいるところでございます。

次に来賓の皆さま方につきましては、183ページの資料のとおりとさせていただきます。別 途御案内状を送付させていただいたところでございます。私からの説明は以上でございます。 教育委員の皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。 【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。当日、服装は略礼服装ということで、今年もこのコロナ禍なので、本当に時間を区切って30分でって、しかし、でも大事に式典はやりたいということで計画しております。当日どうぞ御参列のほど、よろしくお願い申し上げます。

それではお諮りいたします。報告第45号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって報告第45号は、報告のとおり承認することといた します。

次に日程第16、その他報告事項について。その他報告事項1、福生市議会定例会の報告についてを、町田教育部長より説明願います。

【教育部長】 それでは私から、令和4年第4回福生市議会定例会について報告させていただきます。資料は189ページをお願いいたします。

会期につきましては、11月29日から12月16日の18日間で開会されました。

教育関連の主な議案等でございます。まず(1)地方公務員法の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例は、先ほど臨時代理の報告で中島教育総務課長から説明が あったものでございます。

- (2)福生市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例から、(7)福生市営プールの指定管理者の指定についてまでは、11月の教育委員会定例会にて議決いただいたものでございます。
- (8)福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、(11)令和4年度福生市一般会計補正予算(第10号)までにつきましては、いずれも給与関係の議案でございます。内容につきましては、先ほど臨時代理の報告で中島教育総務課長から説明があったとおりで、議会最終日に提案し、即決をいただいたものでございます。
- (12) の一般質問でございますが、16名の議員から質問がありまして、そのうち教育関係は 9名でございました。内容につきましては189ページの下段から203ページまで議事録がござい ますので、後ほど御参照いただきたく存じます

最後に3の委員会等でございますが、教育委員会関係の案件はございませんでした。以上で ございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。ほかにその他報告はございますか。委員の皆さまから何かございましょうか。ないようですので、その他報告事項を終わります。

それではこれから非公開の議事に入ります。暫時休憩いたします。